

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	239	受理年月日	令和3年5月18日
件名	聚楽保育所廃止方針の撤回等		
要旨	<p>私たちは、保護者の立場から、子供の権利と最善の利益の保障のため、保育制度や保育施設の拡充を求めてきた。</p> <p>京都市は5月市会に、令和8年度末をもって聚楽保育所を廃止する条例案を提出している。市は、聚楽保育所を廃止したとしても地域の保育需要を周辺の保育施設により満たすことができると説明し、今後の新規入所を原則停止するとしている。</p> <p>しかし、新規入所が停止されれば、在所児に兄弟が生まれても聚楽保育所への入所がかなわず、別々の園に預けざるを得ない。また、近隣には同等の開園時間の保育施設がほとんどないため、長時間保育を必要とする保護者のニーズが十分に満たせなくなる。</p> <p>このように聚楽保育所の廃止により、在園の保護者は想定していなかった不利益を受け、新たに入園を検討していた保護者にも不利益が及び、様々な負担を強いることになる。これは、少子化対策や子育て支援にも逆行するものである。</p> <p>そもそも、京都市の市営保育所は保育士の経験年数が民間園より長く、研修の機会も充実しており、豊富な保育実践を蓄積することで、民間園に対し標準的な保育の在り方を示し、市全体の保育の質を確保、向上させてきた。</p> <p>また、市営保育所は、重度を含む障害児童の積極的な受入れ、外国ルーツの子供への対応、児童虐待事案への対応、あるいは地域に対する子育て支援、虐待の予防などに重要な役割を果たしてきた。</p> <p>聚楽保育所についても、単純な保育需要だけでなく、少なくとも、こうした特別な保育需要や子育て支援のニーズについても、周辺の保育施設によって量と質の両面において満たすことができるのか、検証が必要である。</p> <p>また、少子化が進む中、仮に保育施設に余裕があるのであれば、面積基準や保育士の配置基準を引き上げてゆとりのある質の高い保育を実現したり、同地域に積極的に子育て世帯を呼び込んだりするなど、保育・子育て政策を充実させ、市内の子供の減少を食い止めることが求められる。</p> <p>以上のことから、聚楽保育所は、今後も上記のような様々な保育需要を満たすため、子育て支援の重要な資源として位置付け、積極的に活用すべき施設と言える。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都市は、聚楽保育所の廃止方針を撤回し、同保育所を市営保育所として存続させること。 2 京都市は、市営保育所の役割や適正配置について、第三者委員会の設置等による市民に開かれた議論を通じて今後の具体的な計画案を作成し、市民や保護者が予測できない不利益を受けないようにすること。 		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		